
食肉科研/行政情報等発信サービス

No.238 2020/7/20

1 「食品表示基準について」の一部改正について

7月16日、消費者庁は次長名をもって各都道府県知事等宛標記通知を出した。これは、同日、食品表示基準及び食品表示法第6条第8項に規定するアレルゲン、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項等を定める内閣府令の一部を改正する内閣府令（令和2年内閣府令第52号）が公布され、その内容と改正に伴う。食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）の解釈を明確にすべきと判断した事項等について、別紙新旧対照表のとおり「食品表示基準について（平成27年3月30日消食表第139号）」を一部改正したもので、その主な改正は次のとおり。

食品表示基準第3条の添加物について別表第6の用途の表示が、人工甘味料又は合成甘味料が甘味料に、合成着色料が着色料に、合成保存料が保存料に改正された。

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_labeling_act/pdf/food_labeling_cms101_200716_05.pdf

改正食品表示基準

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_labeling_act/pdf/food_labeling_cms101_200716_24.pdf

食品表示基準について（新旧対照表）

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_labeling_act/pdf/food_labeling_cms101_200716_06.pdf